令和８年（フ）第２９５号
滋賀県甲賀市土山町北土山2062番地
債務者　寺尾　良一（法定代理人成年後見人関口速人）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
滋賀県高島市今津町浜分540番地17
債務者　西岡　　蓮
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３７号
滋賀県東近江市小脇町2416番地10　パストラール小脇　104号室、前住所滋賀県東近江市平松町31番地１　メゾン・ド木村Ｂ　106号室
債務者　小林　喜司
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５９号
滋賀県彦根市平田町748番地３（208号）、前住所滋賀県彦根市西今町868番地12（201号）
債務者　上田　　健
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
債務者　延原　洋一
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
債務者　延原眞由美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市御立東６丁目４番４号　ＭＩＴＡＣＨＩ南棟101号室、従前の住所兵庫県姫路市神子岡前４丁目４番１号　レオパレス面白荘104
債務者　武山　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５　万葉ハイツ東加古川1107号
債務者　清水　勇雄
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市浜坂４丁目５番２―26号　県住26号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目17番７号、鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目７番12号　コーポ・ポレポーレ102号
債務者　三ツ井彩乃（旧姓兼松、横山）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７２号
広島市東区戸坂山根２丁目８番16―101号　Ａ
債務者　野田　怜愛
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６号
福岡県築上郡築上町大字坂本334番地２
債務者　村上見和子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２５６号
沖縄県沖縄市明道１丁目５番３号
債務者　當眞　次則
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１２３９号
東京都西東京市富士町２丁目１番31号サンクレストホウヤ101号
債務者　内海　　駿
1　決定年月日時　令和８年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０４号
東京都八王子市長沼町271番地６サバーブス菱山305号
債務者　板倉みちる
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７号
富山市藤木2591番地８
債務者　中口　明美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８０７号
大阪市西淀川区歌島２丁目４番40号　ルネッサンス塚本　６Ｄ号室
債務者　民德　正人
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１３号
大阪府茨木市美穂ケ丘12番25号
債務者　新村　あや
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部